

小さな拠点・地域運営組織の 形成に関する事業・制度について

目次

1. 活用場面に応じた制度紹介

- ◎ 小さな拠点・地域運営組織の形成に関する総合的な支援・・・P. 1
- ◎ 組織づくり、人材の育成・確保に対する支援・・・P. 4
 - ・ 組織づくりに対する支援・・・P. 4
 - ・ 人材の育成・確保に対する支援・・・P. 8
 - ・ 外部人材活用に対する支援・・・P. 11
- ◎ 活動拠点づくりに対する支援・・・P. 15
- ◎ 共助による生活サービスの確保等に対する支援・・・P. 18

2. 小さな拠点・地域運営組織の形成に関する関係府省庁の主な支援制度一覧・・・P. 21

3. 各制度の概要・・・P. 24

◎小さな拠点・地域運営組織の形成に関する総合的な支援

地域未来交付金（地域未来推進型）		内閣府 地方創生推進室／地方創生推進事務局	
<p>・地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ソフト事業 補助率：1／2 ○ 拠点整備事業 補助率：1／2 ○ インフラ整備事業 補助率：1／2等 <p>【小さな拠点に関する具体的な支援例】</p> <p>・集落ネットワーク圏の形成推進に向けた支援メニューとして、地域住民を主体とした「小さな拠点」が連携して、広域的な取組を行うことにより、生活機能の確保に加え、地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化や都市部との交流を図り、持続的な集落生活圏の維持・形成を図る取組に対し交付金を交付する</p> <p>・具体的には以下のような取組に対して支援を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 複数の「小さな拠点」を支援するNPOなどの中間支援組織等の参画する活動 ○ 核となる「小さな拠点」の形成を軸とした複数市町村を範囲とする事業・サービス ○ 複数拠点の連携・分担による事業・サービス ○ 複数市町村による「小さな拠点」の広域的な連携、広域的な連携を前提とした「小さな拠点」立ち上げ支援 ○ 都道府県と市町村が一体となった、新たな生活サービス等の拠点・事業の実験的な立ち上げなど 			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chikimiraikoufukin/index.html		

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（過疎地域持続的発展支援交付金）		総務省 地域力創造グループ 過疎対策室	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、「くらし」を支える多様な主体の包摂・連携による生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援する ・ 地域運営組織等が、活性化プランに基づき行う取組を対象とする（具体的には、以下のような取組に対して支援を行う） <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者サロンの開設 ○ 買物機能の確保 ○ デマンドバス・タクシーの運行 ○ 伝統芸能や文化の伝承 ○ 特産品の開発や6次産業化 ○ 田舎暮らし体験 等 ・ 補助上限額…1,500万円（ただし専門人材やICT技術等を活用する事業の場合は最大1,500万円の上乗せ） 補助率…定額 			
対象地域	過疎、特定農山村、振興山村、半島、離島、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、辺地、これらに準ずる地域と総務大臣が認める地域	実施主体	地域運営組織等 ※交付の申請は市町村が行う
関連 URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm		

過疎対策事業債		総務省 財務調査課	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎対策事業債は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）による過疎地域の市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、ハード事業のほか、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化などの住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るためのソフト事業にも活用可能 ・ 集落ネットワーク圏の形成に関連する取組例としては以下のようなソフト事業への過疎対策事業債の活用が考えられる 			
集落の維持及び活性化	集落ネットワーク圏の形成に向けた集落点検や集落課題の話し合いの実施、地域運営組織の事務局をサポートする人材の設置、移住アドバイザー等の設置など		
生活交通の確保	地域運営組織が運行するコミュニティバスやデマンドバス等への補助など		
産業の振興	地域運営組織が中心となって行う地場産品のブランド化や新たな特産品の開発、6次産業化の取組への支援、コミュニティビジネスの起業支援など		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 元利償還金の70%を普通交付税の基準財政需要額に算入 			
対象地域	過疎地域	実施主体	市町村
関連 URL	-		

農山漁村振興交付金		農林水産省 農村計画課、地域振興課、 都市農村交流課	
<p>・ 少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、多様な人材が農村に関わる機会を創出するとともに、農山漁村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等の取組や農村に人が住み続けるための条件整備など農村振興施策を総合的に推進することにより、地域社会の維持、活性化を後押しする。</p> <p>1 農山漁村地域での取組への支援</p> <p>① 地域資源活用価値創出対策 農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出する取組を支援</p> <p>② 中山間地農業推進対策 中山間地域での収益力向上に向けた取組や複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成等を支援</p> <p>③ 山村活性化対策 振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援</p> <p>④ 最適土地利用総合対策 地域における土地利用構想の作成から実現までの取組を総合的に支援</p> <p>2 都市部での取組への支援</p> <p>① 都市農業機能発揮対策 都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業団体等
関連 URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html		

◎組織づくり、人材の育成・確保に対する支援

・組織づくりに対する支援

特定地域づくり事業推進交付金		内閣府 地方創生推進事務局 総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課	
<p>・ 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業協同組合が、域内外の若者等を雇用し、組合員である事業者の事業に従事する機会を提供することにより、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう、交付金により支援する</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html		

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置		内閣府 地方創生推進事務局	
<p>・ 地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置</p>			
対象地域	中山間地域等の集落生活圏	実施主体	雇用を創出する事業者、生活サービスを提供する事業者
関連 URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chisanakyoten/zeisei/index.html		

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

(1) 地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援（措置対象：事務局人件費 等）…普通交付税
- ② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費 等）…特別交付税

(2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税

※1は、R3年度「地域の暮らしを支える住民共助の仕組みづくりの推進」から項目名変更を行うこととしている

※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる

2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費（措置対象：研修、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html		

環境省 大臣官房
地域脱炭素政策調整担当参事官室
地域政策課地域循環共生圏推進室(人材育成・確保
事業について)

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、都道府県等を核とした施策づくりモデル事業、再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

- (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援
- (2) 地域共生・地域裨益の再エネ導入支援
- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

【地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業について】

1. 脱炭素まちづくり相談窓口

自治体の本質的な課題や意向を解きほぐし、その後に実際に地域脱炭素に取り組めるよう、全国を対象としたオンライン相談窓口を設置

2. 地域による 地域のための 地域新電力連続講座

地域新電力や地域共生型再エネ開発の事業を検討又は実施している地域人材の方（地域企業の方、地域金融機関の方、自治体職員・省庁の方、地域の NPO/NGO の方等）を対象としたセミナー（オンラインプログラムの他、実地研修を予定）

3. 木質バイオマスエネルギー推進講座

木質バイオマスの利用について、自治体・事業者に対して、導入の入り口、実践者の経験や知見を提供し、参加者が「自地域でどう進めるか」を考える実践的な講座を開催（オンライン講座と実地研修を予定）

4. 地域脱炭素セミナー (<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/seminar/>)

これから地域脱炭素事業に取り組もうとしている自治体の職員等を対象として地域脱炭素に関する基礎講座を開催
(前年度実施の講座はアーカイブとして配信中)

5. 地域脱炭素マッチングイベント (<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/matching/>)

地域脱炭素に取り組みたい自治体と、脱炭素に関する豊富な経験等を有する民間事業者との間で人的ネットワークを構築し、地域脱炭素を推進するイベントを10月に東京で開催するほか、北海道、関東、中国、四国、九州、沖縄の各エリアでも開催予定

6. 脱炭素まちづくりアドバイザー派遣 (<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/>)

地域脱炭素に取り組む地域を応援するために、地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザーを地方公共団体に派遣し、地域の人材が主体性を発揮して地域脱炭素の取り組みを前進できるよう助言等を行う

対象地域	全国	実施主体	地方公共団体
関連 URL	-		

地域循環共生圏づくり支援体制構築事業		環境省 大臣官房 地域政策課 地域循環共生圏推進室	
<p>・地域循環共生圏づくりに取り組む活動団体と、その団体への中間支援を行う中間支援主体を募集し、活動経費の支援と伴走支援を実施。</p> <p>【活動団体の取組】…地域の課題や資源、ありたい姿を踏まえ、地域資源を活用し、環境・社会・経済を統合的に向上する事業（ローカル SDGs 事業）を創出すると共に、そうした事業を持続的に生み出すためのプラットフォームを構築する。</p> <p>【中間支援主体の取組】…活動団体の取組が加速するよう、俯瞰的な立場で地域のニーズを把握し、情報の提供や助言、先を見越したステップの確認をするといった活動団体への伴走支援を通して、共に地域循環共生圏づくりを行う。</p> <p>・事業規模：1 参加団体当たり（＝中間支援主体及び活動団体合計）、200 万円を上限として、中間支援主体及び活動団体の取組に要したそれぞれの経費を負担</p> <p>・事業年度：事業実施期間については、原則単年度（継続審査を通過した場合、複数年度採択あり）</p>			
対象地域	全国	実施主体	地方公共団体、民間企業、地域団体等
関連 URL	http://chiikijunkan.env.go.jp/tsukuru/		

地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業		(一財)地域活性化センター	
<p>・「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた以下の事業に対し支援する</p> <p>(1) 集落の維持活性化、コミュニティビジネスによる小さな地域経済循環の創造 (2) 子ども・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり</p> <p>(3) 食料・エネルギーの地産地消等、地域内支え合いの仕組みづくり (4) その他、地方創生に向けた地域ぐるみの取組</p> <p>・支援対象経費は報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費、燃料費、食糧費（会議の飲料等））、役務費（通信運搬費、損害保険料、広告料）などで、助成金は 150 万円を上限とし、助成の対象となる経費の 100%以内とする</p>			
対象地域	全国	実施主体	市町村、地域団体等
関連 URL	http://www.jcrd.jp/support/subsidy/support/		

・人材の育成・確保に対する支援

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

地域おこし協力隊に対する特別交付税措置、研修

○地域おこし協力隊に対する特別交付税措置

・都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、一定期間（概ね1年以上3年以下※最大5年とする特例あり）、地場製品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行

い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、地方財政措置を講じる

【特別交付税措置】

- ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費…1団体あたり350万円上限
- ② 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費…1団体あたり100万円上限
- ③ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費…1団体あたり100万円上限（プログラム作成等に要する経費）、1人・1日あたり1.2万円上限（活動に要する経費）
- ④ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費…隊員1人あたり550万円上限
（報償費等350万円※、その他の経費（活動旅費、消耗品費、事務的経費、研修経費等）200万円）
※専門性の高いスキルや経験を積んだ人材が必要な場合に限り、報償費等について450万円を上限とする。また、辺地等の著しく交通条件等の悪い不便な地域における地域協力活動に従事する場合については、報償費等について400万円を上限とするよう弾力化することとしている（隊員1人あたり550万円の上限は変更なし）
- ⑤ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費…1団体（市町村に限る）あたり200万円上限
- ⑥ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費…任期2年目から任期終了後3年以内に起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限
（新たな雇用の創出等の要件を満たす場合は200万円／人に上限額を引き上げ）
- ⑦ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費…措置率0.5
- ⑧ 外国人に対する地域おこし協力隊採用促進の取組に要する経費…道府県あたり200万円上限
- ⑨ 外国人の地域おこし協力隊員のサポートに要する経費…道府県あたり100万円上限

【普通交付税措置】

- ① 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費
- ② 都道府県が実施する地域おこし協力隊員経験者を活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費

○地域おこし協力隊に対する研修

・地域おこし協力隊及び集落支援員等を対象に、地域協力活動などの取組を推進するために必要となる知識や実務能力の向上を図るための研修を実施。

<p>(1) 初任者研修（年4回程度）</p> <p>地域おこし協力隊員及び集落支援員の初任者を対象として、地域協力活動や集落対策支援の取組を推進するために必要となる知識の習得や実務能力の向上、地域おこし協力隊員等の初任者同士の交流・情報交換等を目的として実施</p> <p>(2) ステップアップ研修（年2回程度）</p> <p>着任2～3年目で、今後のステップアップを考えている隊員を対象に、これまでの活動を振り返り、今後のステップアップに向けてすべきことを整理し、次のステップを踏み出すアイデア・方策を見つけだすために必要となる知識や実務能力の向上を図ることを目的として実施</p> <p>(3) 起業・事業化に向けた研修（年10回程度）</p> <p>地域おこし協力隊の任期終了後における当該地域への定住に向けて、起業および事業化に必要な知識・ノウハウを習得するとともに、任期終了後の事業や活動を客観的・集中的に見つめ直して、整理する機会とし、今後の活動目標や活動内容の具体化に繋げることを目的として実施</p>			
対象地域	交付税措置：過疎地域等 研修：全国の地域おこし協力隊員等	実施主体	交付税措置：都道府県、市町村 研修：総務省等
関連 URL	https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/index.html		

集落支援員に対する特別交付税措置		総務省 地域力創造グループ 過疎対策室	
<p>集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する集落支援員を設置する地方公共団体に対して特別交付税措置を講じる</p> <p>○措置額…集落支援員1人あたりの上限額</p> <p>・専任(※1) 500万円 ・兼任(※2) 40万円</p> <p>(※1)兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む</p> <p>(※2)自治会長などとの兼務の集落支援員</p> <p>○対象経費…以下の①～④</p> <p>① 集落支援員の設置に要する経費</p> <p>② 集落点検の実施に要する経費</p> <p>③ 集落における話し合いの実施に要する経費</p> <p>④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費</p>			
対象地域	全国（国勢調査における人口集中地区を除く）	実施主体	地方公共団体
関連 URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html		

全国地域づくり人財塾		総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化において求められる様々な知識・経験を持った人々が、それぞれの知見を以て活動できる状況を作るための講座等を開催 ・年度によって研修テーマや開催地、日程等は異なるが、概ね年間1回（2～3日間）、首都圏で開催 			
対象	全国の市区町村職員、地域づくりに取り組むNPO等	実施主体	総務省
関連URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/jinzairyoku.html		

社会教育士		文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育士は、社会教育主事になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」であり、行政機関や、NPO、企業等の多様な主体と連携・協働して、環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている ・国の委嘱を受けた大学等の教育機関が実施する講習や大学での養成課程で受講することができ、社会教育の制度や基礎的な知識に加え、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等を身につけることができる 			
対象地域	全国	実施主体	国の委嘱を受けた大学その他教育機関
関連URL	社会教育士： https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/mext_00667.html 講習実施機関一覧： https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/syuj/mext_02026.html 養成課程開設大学一覧： https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/syuj/mext_00899.html		

全国地域リーダー養成塾		(一財)地域活性化センター	
<ul style="list-style-type: none"> ・様々な分野で既存の枠にとらわれない広い視野と深い見識を持ち、斬新かつ大胆な発想のできる地域リーダーを養成するため、多彩な講師陣による講義や実践的なワークのほか、主任講師による少人数のゼミナール形式の指導や地域づくりの現地調査など、体系的な研修を行う 			
対象地域	全国	実施主体	(一財)地域活性化センター
関連URL	https://www.jcrd.jp/seminar/chiikileader/		

・外部人材活用に対する支援

地域活性化伝道師		内閣府 地方創生推進事務局	
<p>・地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html		

自治体による関係人口の充実・拡大を図る取組への支援		総務省 地域力創造グループ ふるさと住民登録制度推進室	
<p>・地方公共団体が実施する、「ふるさと住民登録制度」の活用を見据えた関係人口の充実・拡大を図る取組（二地域居住体験、二地域居住希望者に対する就職・居住支援等を含む。）について、特別交付税措置を講じる。</p> <p>(1) ふるさと住民や関係人口・二地域居住者等への支援に要する経費 「ふるさと住民コーディネーター」等（「二地域居住コーディネーター」を含む。）を設置する場合の報償費等及び活動経費について、1人あたり500万円上限（兼任の場合40万円上限）</p> <p>(2) 地方公共団体が実施するふるさと住民登録制度の推進に要する経費（二地域居住・関係人口施策を含み、人件費を除く。） 対象経費について、1団体当たり1,000万円を事業費の上限とする 措置率 0.5 × 財政力補正</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	-		

自治体による二地域居住関連情報の提供や相談支援等への支援

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

・地方公共団体が実施する二地域居住体験、二地域居住希望者に対する就職・居住支援等の取組について特別交付税措置を講じる

(1) 地方公共団体が実施する二地域居住・関係人口施策（以下①～④）に要する経費（人件費を除く。措置率0.5×財政力補正）

① 情報発信…相談会・セミナー等の開催、関連イベント等への相談ブースの出展、各地方自治体のホームページや東京事務所等における情報発信、二地域居住等の促進のためのプロモーション動画の制作、二地域居住者等の登録のためのシステムの構築・維持（デジタル活用推進事業債の対象となる経費を除く。）等

② 二地域居住希望者等に対する相談窓口の設置…地域内や都市部等の地域外での相談窓口の設置 等

③ 二地域居住等のきっかけづくり…「二地域居住体験ツアー」等の実施、「デュアルスクール」・「保育園留学」等のプログラムづくり、地域留学のプログラムづくり、移住体験住宅・サテライトオフィス・コワーキングスペース・ワーケーション施設の整備、地域住民との交流機会やプログラムの実施 等

④ 受入地域における二地域居住希望者等の受入環境の整備…二地域居住希望者等に対する就職や兼業・副業の支援、居住支援（空き家バンクの運営、住宅改修への助成） 等

(2) 二地域居住を検討している者や二地域居住者への支援に要する経費

「二地域居住コーディネーター」（二地域居住等を検討している者に対して適切な情報提供や相談対応等の支援を行うことができる者）を設置する場合の報酬費等及び活動経費について、1人あたり500万円上限（兼任の場合40万円上限）

対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	-		

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

- ・地域独自の魅力や価値の向上に取り込むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。
- ・市町村が、外部専門家を年度内に延べ10日以上^{※1}招へいし、地域活性化の取組を実施する場合であって、外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者^{※2}に対する旅費・謝金（報償費）^{※3}、ワークショップ等に係る経費^{※4}を対象とする。
- ・1市町村あたり、以下に示す額を上限額^{※5}として、任意の3年間を支援する（アドバイザー1人につき最大3年間活用可能）^{※6}。

①民間専門家等活用…610万円 ②先進自治体職員（組織）活用…240万円

※1：日帰りの場合や現地での滞在期間中は1日あたり6時間程度の活動時間を確保する。

日帰りでは無い場合、滞在期間の初日と最終日は、各日の活動時間が3時間以上の場合、日数に参入する。

※2：地域人材ネット登録者もしくは外部専門家に準ずる指導を行うことができる者

※3：謝金（報償費）単価の上限は、国の諸謝金等使用基準（9,300円/時）とする。

なお、謝金について、先進自治体職員の場合は、対象外とする。

※4：印刷費、車両・会場借上費に限る。

※5：対象経費に財政力補正をかけて算定

※6：3年活用済の市町村においても、異なるアドバイザーを活用する場合、新たに3年間活用を可能とする。

対象地域	定住自立圏を実施、もしくは条件不利地域を有する市町村	実施主体	市町村
関連 URL	https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html		

地域再生マネージャー事業		(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)	
<p>・市町村等が地域再生に取り組む際の課題に対して、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用するために必要な経費の一部を助成する。</p>			
ふるさと再生事業	地域再生に取り組む市町村等が、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する場合に、費用の一部を助成する		
	・市町村が単独で取り組む事業		助成率 2 / 3 以内 助成額 700 万円以内
	・複数の市町村が共同で取り組む事業		助成率 2 / 3 以内 助成額 1,000 万円以内
外部専門家短期派遣事業	地域再生への取り組みの初期段階にある市町村等に対して、財団から外部専門家を派遣し、現地調査を行い、地域課題の抽出及び課題解決に向けた方向性の提言を行う		派遣費用を、原則として財団が全額負担
※詳細は、地域総合整備財団 HP を参照してください			
対象地域	全国	実施主体	市町村及び広域連合等（指定都市を除く）
関連 URL	https://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/		

地方創生アドバイザー事業		(一財)地域活性化センター	
<p>・市町村等が行う自主的・主体的な地域づくり活動に取り組む事業に対して、適切な助言を行う各分野の専門家等の受け入れに要する経費について、20 万円を限度に助成する</p>			
対象地域	全国	実施主体	市町村及び広域連合等（指定都市を除く）
関連 URL	https://www.jcrd.jp/support/subsidy/chihouseusei/		

外部人材リスト
外部専門家(地域力創造アドバイザー)制度(総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室) https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html

◎活動拠点づくりに対する支援

過疎地域遊休施設再整備事業（過疎地域持続的発展支援交付金）		総務省 地域力創造グループ 過疎対策室	
<p>・ 過疎地域における廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費について支援する（補助率：1/3以内）</p>			
対象地域	過疎地域	実施主体	市町村及び一部組合等
関連 URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm		

地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）		総務省 地域力創造グループ 地域政策課	
<p>・ 産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規立ち上げを支援する</p> <p>具体的には、①地域密着型（地域資源の活用）、②地域課題への対応、③地域金融機関による融資等、④新規性（新規事業）、⑤モデル性の要件について、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業が対象となり、民間事業者等の初期投資費用（施設整備・改修費、機械装置費、備品費等）について、地方公共団体が助成を行う場合にその助成に要する経費の一部を交付する</p> <p>○公費による助成上限額：</p> <p>原則、上限 3,000 万円</p> <p>融資額が公費による交付額の 2 倍以上 3 倍未満の場合は、上限 4,000 万円</p> <p>3 倍以上 4 倍未満の場合は、上限 5,000 万円</p> <p>4 倍以上の場合は、上限 5,500 万円</p> <p>○交付率：</p> <p>1. 原則 公費の 1/2</p> <p>2. 過疎地域等条件不利地域に該当し、財政力指数が、0.25 以上 0.5 未満の市町村 2/3</p> <p>0.25 未満の市町村 3/4</p> <p>3. 地域脱炭素の推進に特に関連する事業であって、新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの 3/4</p> <p>4. 地域の若者や女性の活躍に特に関連する事業であって、新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの 3/4</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市区町村
関連 URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html		

地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業		総務省 情報流通行政局 郵政行政部 郵便局活用課	
<p>・郵便局と地域に必要なサービスの提供主体（自治体や生活インフラサービスの提供事業者等）とが連携し、郵便局を新たな行政サービス・住民生活支援サービスを一元的に提供する「コミュニティ・ハブ」として、地域課題の解決を図り、地域の持続可能性の確保に向けたモデルケースを創出することを目的として、実証事業を実施。</p>			
対象地域	全国	実施主体	地方公共団体等
関連 URL	https://www.soumu.go.jp/yusei/kasseika.html		

郵便局等を活用した行政サービス等の確保に対する特別交付税措置		総務省 情報流通行政局 郵政行政部 郵便局活用課	
<p>・過疎地における行政サービス等の持続性を確保するため、過疎地に所在する郵便局に窓口事務を委託する市町村について、当該郵便局等に対して行政サービス、住民生活支援サービスを委託する際の初期経費に係る特別交付税措置を講じる</p> <p>○対象経費・・・窓口事務を含む行政サービス、住民生活支援サービスの委託に伴う初期経費（別に財政措置されているものを除く。）</p> <p>○措置率・・・0.5（財政力補正あり）</p>			
対象地域	過疎地に所在する郵便局等に窓口事務を委託する市町村	実施主体	市町村
関連 URL	https://www.soumu.go.jp/main_content/001075182.pdf		

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費 → P. 18 参照	
--	--

地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費 → P. 18 参照	
--	--

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等	環境省 大臣官房 地域脱炭素事業推進課
<p>・地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする</p>	

対象地域	全国	実施主体	地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も対象となる）
関連 URL	https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/resilience/		

◎共助による生活サービスの確保等に対する支援

重層的支援体制整備事業交付金		厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課	
<p>・市町村において、既存の相談支援や地域づくりの取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する</p>			
対象地域	市区町村	実施主体	市区町村
関連 URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiiikiyosei/index.html		

生活支援体制整備事業		厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課	
<p>・介護保険制度の地域支援事業において、市町村が主体となり、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する</p>			
対象地域	全国	実施主体	市町村
関連 URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html		

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費		経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室	
<ul style="list-style-type: none"> ・SS等の燃料供給拠点の災害対応能力を更に強化するため、災害時に備えたSSにおけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入換・大型化等を支援する 			
対象地域	全国	実施主体	民間企業等
関連 URL	https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2026/pr/pdf/pr_energy.pdf ※P. 133		

地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費		経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室	
<ul style="list-style-type: none"> ・石油製品需要が少ない地域や後継者・人手不足が発生している地域においても、持続可能な燃料供給体制を構築することを目的として、①先進的な技術開発等の実施、②自治体主導によるSS承継等に向けた取組等を支援する 			
対象地域	①全国 ②SS過疎地等	実施主体	①民間企業等 ②自治体等
関連 URL	https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2026/pr/pdf/pr_energy.pdf ※P. 132		

物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業		国土交通省 物流・自動車局 物流政策課	
<ul style="list-style-type: none"> ・物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等を支援 			
対象地域	全国	実施主体	荷主企業及び貨物運送事業者物流に係る関係者によって構成された協議会
関連 URL	https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html		

地域公共交通確保維持改善事業		国土交通省 総合政策局 地域交通課	
<p>・過疎地域等におけるコミュニティバス、デマンドタクシー等の運行費、車両の更新費等を支援する 補助率：1／2以内、1／3以内など（事業により異なる）</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村、地域公共交通活性化協議会等
関連 URL	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html		

地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 → P.7 参照

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置 → P.4 参照

地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置 → P.5 参照

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する関係府省庁の主な支援制度一覧及び概要

○小さな拠点・地域運営組織の形成に活用可能な財政支援制度等

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省	主な支援内容			
		2025年度当初	2025年度補正	2026年度当初		総合支援	組織・人材	拠点	生活支援
地域未来交付金（地域未来推進型）	地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組	2,000.0の内数	1,000.0の内数	1,600.0の内数	内閣府地方創生推進事務局／地方創生推進室 内閣官房地域未来戦略事務局	◎		◎	
特定地域づくり事業推進交付金	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業協同組合が、域内外の若者等を雇用し、組合員である事業者の事業に従事する機会を提供することにより、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう、交付金により支援する。	5.6	0.8	6.2	内閣府地方創生推進事務局 総務省地域力創造グループ地域自立応援課		◎		
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。	4.0		4.0	総務省地域力創造グループ過疎対策室	◎			
過疎地域遊休施設再整備事業（過疎地域持続的発展支援交付金）	過疎地域における廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費について支援する。	0.6		0.6	総務省地域力創造グループ過疎対策室			◎	
地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）	産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規立ち上げを支援する。 具体的には、①地域密着型（地域資源の活用）、②地域課題への対応、③地域金融機関による融資等、④新規性（新規事業）、⑤モデル性の要件について、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業が対象となり、民間事業者等の初期投資費用（施設整備・改修費、機械装置費、備品費等）について、地方公共団体が助成を行う場合にその助成に要する経費の一部を交付する。	6.2	21.2	6.7	総務省地域力創造グループ地域政策課			◎	
地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業	人口減少下における様々なサービス等の提供拠点が縮小・撤退する中、地域の持続可能性の確保に向け、郵便局ネットワークを活用し、地域に必要なサービスの提供主体（自治体・生活インフラ等）と連携し、郵便局を新たな行政サービス・住民生活支援サービスの提供拠点とする実証事業を実施する。	1.5		1.7	総務省情報流通行政局郵政行政部企画課			◎	
郵便局等を活用した行政サービス等の確保に対する特別交付税措置	過疎地における行政サービス等の持続性を確保するため、過疎地に所在する郵便局に窓口事務を委託する市町村について、当該郵便局等に対して行政サービス、住民生活支援サービスを委託する際の初期経費に係る特別交付税措置を講じる。	0.0			総務省情報流通行政局郵政行政部企画課			◎	
重層的支援体制整備事業交付金	市町村において、既存の相談支援や地域づくりの取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。	718.4	65.7	843.8	厚生労働省社会・援護局地域福祉課				◎
生活支援体制整備事業	介護保険制度の地域支援事業において、市町村が主体となり、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。	207.0の内数		254.0の内数	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課				◎
農山漁村振興交付金	少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、多様な人材が農村に関わる機会を創出するとともに、農山漁村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等の取組や農村に人が住み続けるための条件整備など農村振興施策を総合的に推進することにより、地域社会の維持、活性化を支援。	73.9	29.3	70.5	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、地域振興課、都市農村交流課	◎			
災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費	ＳＳ等の燃料供給拠点の災害対応能力を更に強化するため、災害時に備えたＳＳにおけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入換・大型化等を支援する。	6.7の内数		5.8	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室			○	◎

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省	主な支援内容			
		2025年度 当初	2025年度 補正	2026年度 当初		総合支援	組織・人材	拠点	生活支援
地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費	石油製品需要が少ない地域や後継者・人手不足が発生している地域においても、持続可能な燃料供給体制を構築することを目的として、先進的な技術開発や自治体主導によるSS承継等に向けた取組等を支援する。	5.3		5.3	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室			○	◎
物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業	物流分野の労働力不足への対応を強かに推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等を支援する。	0.41			国土交通省物流・自動車局物流政策課				◎
地域公共交通確保維持改善事業	過疎地域等におけるコミュニティバス、デマンドタクシー等の運行費、車両の更新費等を支援する。	209.1 の内数	352.0 の内数	205.6 の内数	国土交通省総合政策局地域交通課				◎
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等	地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。	20.0	40.0 の内数	20.0 の内数	環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課			◎	
地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業	地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、都道府県等を核とした施策づくりモデル事業、再エネに係る促進区域等の設定に向けたソーニング、地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。	7.1 の内数	7.0 の内数	6.3 の内数	環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室		◎		
地域循環共生圏づくり支援体制構築事業	自立・分散型の持続可能な社会の実現を目指す「地域循環共生圏」づくりを行う「活動団体」と、その団体を支援できる「中間支援主体」を支援・創出する。	3.25の内数			環境省大臣官房地域政策課		◎		
地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業	「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対し、上限額150万円で財政支援を行う。				(一財)地域活性化センター		◎		○

○その他の財政制度

措置名	概要	担当府省	総合支援	組織・人材	拠点	生活支援
地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置	地域運営組織の運営や形成の支援、住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組及び地域運営組織の運営体制強化に関する収益事業の起業等に係る経費について、地方交付税措置を講じる。	総務省地域力創造グループ地域振興室		◎		○
過疎対策事業債	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による過疎地域の市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業を対象に発行が認められた地方債。	総務省財務調査課	◎			

○小さな拠点の形成に活用可能な税制措置（令和6年度税制大綱）

事項名	要望内容	担当府省	総合支援	組織・人材	拠点	生活支援
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置	地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置。	内閣府地方創生推進事務局		◎		○

○その他の支援制度

制度名	概要	担当	総合支援	組織・人材	拠点	生活支援
地域活性化伝道師	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。	内閣府地方創生推進事務局		◎		
地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。一定期間(概ね1年以上3年以下※最大5年とする特例あり)、地域おこしの支援や住民の生活支援などの「地域協力活動」を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、地方財政措置を講じる。	総務省地域力創造グループ地域自立応援課		◎		
地域おこし協力隊員に対する研修	地域おこし協力隊及び集落支援員等を対象に、地域協力活動などの取組を推進するために必要となる知識や実務能力の向上を図るための研修を実施する。	総務省地域力創造グループ地域自立応援課		◎		
集落支援員	地方公共団体が集落支援員を設置し、集落への「目配り」としての集落巡回や現状把握、今後あるべき姿の話し合い等を実施する際に要する経費について特別交付税措置を講じる。	総務省地域力創造グループ過疎対策室		◎		
地域人材ネット(地域力創造アドバイザー)	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。	総務省地域力創造グループ人材活性化・連携交流室		◎		
全国地域づくり人材塾	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人材」を育成するための講座や塾を開催。	総務省地域力創造グループ人材活性化・連携交流室		◎		
自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への支援	地方公共団体が実施する移住体験、移住希望者に対する就職・住居支援等の取組について特別交付税措置を講じる。	総務省地域力創造グループ地域自立応援課		◎		
自治体による関係人口の充実・拡大を図る取組への支援	地方公共団体が実施する、「ふるさと住民登録制度」の活用を見据えた関係人口の充実・拡大を図る取組(二地域居住体験、二地域居住希望者に対する就職・住居支援等を含む。)について、特別交付税措置を講じる。	総務省地域力創造グループふるさと住民登録制度推進室		◎		
社会教育士	社会教育士は、社会教育主事になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」であり、行政機関や、NPO、企業等の多様な主体と連携・協働して、環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。国の委嘱を受けた大学等の教育機関が実施する講習や大学での養成課程で受講することができ、社会教育の制度や基礎的な知識に加え、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等を身につけることができる。	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課		◎		
地域再生マネージャー事業	市区町村が地域再生に取り組む際の課題に対して、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用するために必要な経費の一部を女性する。	(一財)地域総合整備財団		◎		
地域力創造データバンク	主催するセミナーで登壇いただいた講師等を、市町村のほか、地域の活性化を支援する団体へ紹介する。	(一財)地域活性化センター		◎		
地方創生アドバイザー事業	市町村等が行う自主的・主体的な地域づくり活動に取り組む事業に対して、適切な助言を行う各分野の専門家等の受け入れに要する経費について、20万円を限度に助成する。	(一財)地域活性化センター		◎		
全国地域リーダー養成塾	様々な分野で既存の枠にとらわれない広い視野と深い見識を持ち、斬新かつ大胆な発想のできる地域リーダーを養成するため、多彩な講師陣による講義や実践的なワークのほか、主任講師による少人数のゼミナール形式の指導や地域づくりの現地調査など、体系的な研修を行う。	(一財)地域活性化センター		◎		

地域未来推進型の概要

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地方の暮らしの安定を実現するとともに「強い経済」を構築するため、地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の地域独自の取組を幅広く支援する。
- 従来の地方創生に資する取組のみならず、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような取組を推進する。

◆制度概要

- 地方の暮らしの安定を実現し、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような、地方公共団体の地域独自の取組等を支援。
※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。
- ソフト＋ハードや分野間連携の事業を一体的に支援
※申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画
※多様な主体の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を行うこととする。

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則5か年度以内 (最長7か年度)	1自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

◆評価基準 (S～Dの5段階評価)

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

(注1) 単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

(注4) 広域リージョンとして複数自治体で実施する事業については、通常の申請件数・交付上限額の算定とは切り分けて取り扱い、1リージョンあたり申請可能な事業数は最大5事業、交付上限額(国費)は最大10億円/年度。複数の広域リージョンに参画することは可能だが、当該自治体が広域リージョンとして申請できる事業数は、それぞれ最大3事業までとする。

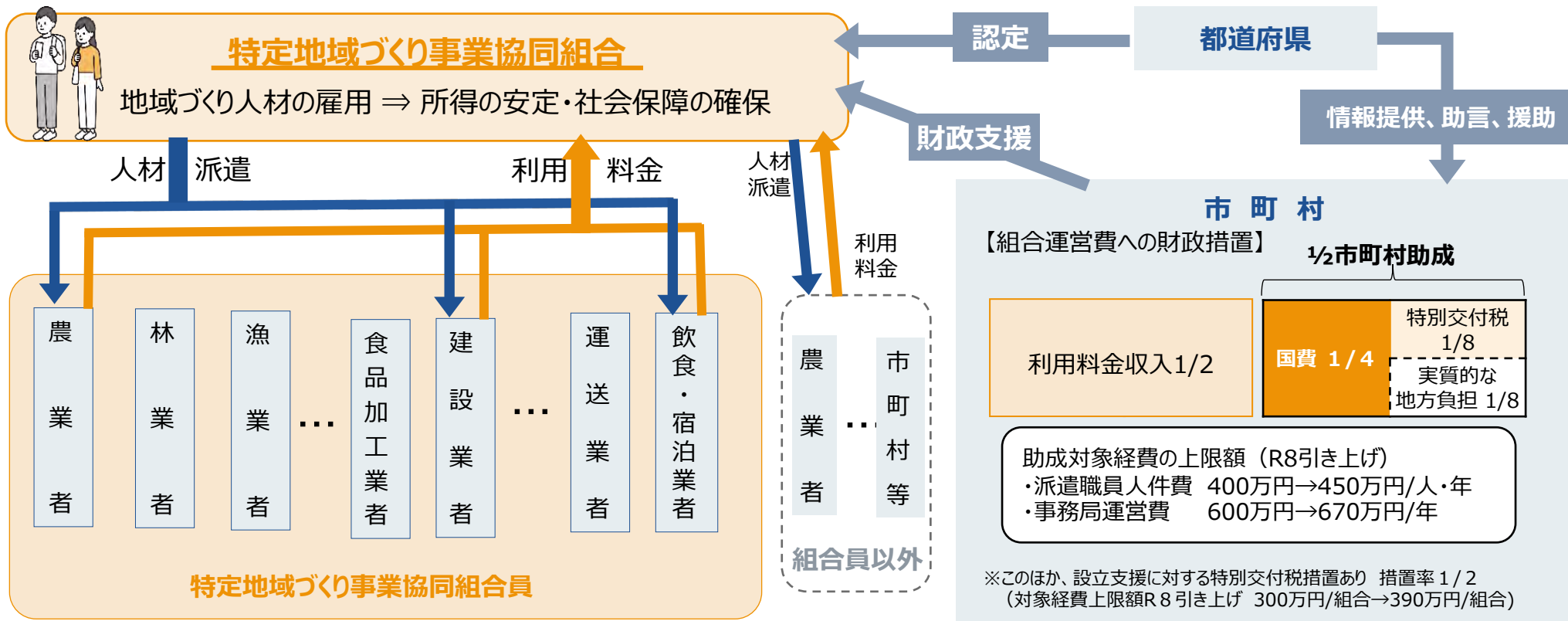
特定地域づくり事業協同組合制度

R8当初予算額 6.2億円
 (R7当初予算額 5.6億円)
 ※内閣府予算計上

PR動画は
 こちら→



- 地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る。



POINT

- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出、地域の担い手を確保
- 対象は、人口規模や密度等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
- 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定 (10年更新制)
- 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和
 (員内利用の20%まで → 関係市町村等への派遣に限り、員外利用規制の上限を員内利用の50%まで緩和)

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 **地域運営組織等**の集落ネットワーク圏を支える中心的な組織
- (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4) 交付対象経費の限度額 **1,500万円(定額補助)**

下記事業については、限度額を上乗せ

- ① 専門人材を活用する事業 2,000万円 (+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業 2,500万円 (+1,000万円)
- ③ 上記①と②を併用する事業 3,000万円 (+1,500万円)

【参考】

① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー・事業者等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



過疎地域遊休施設再整備事業

R8当初予算額：60百万円
(R7予算額：60百万円)

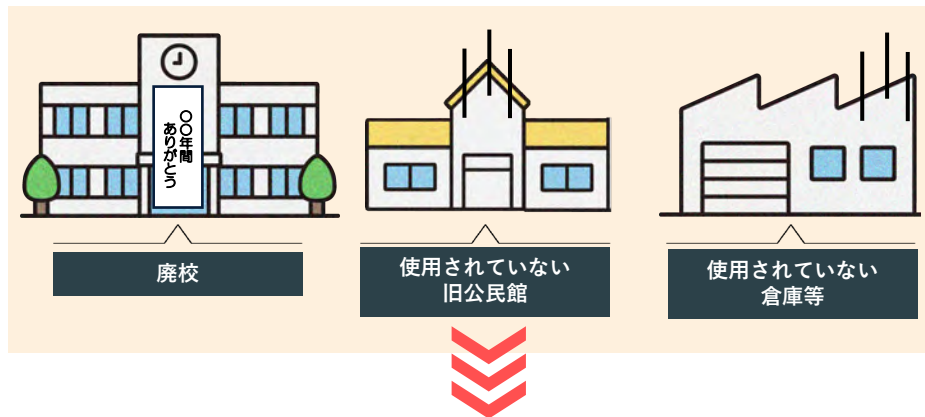
- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援。

施策の概要

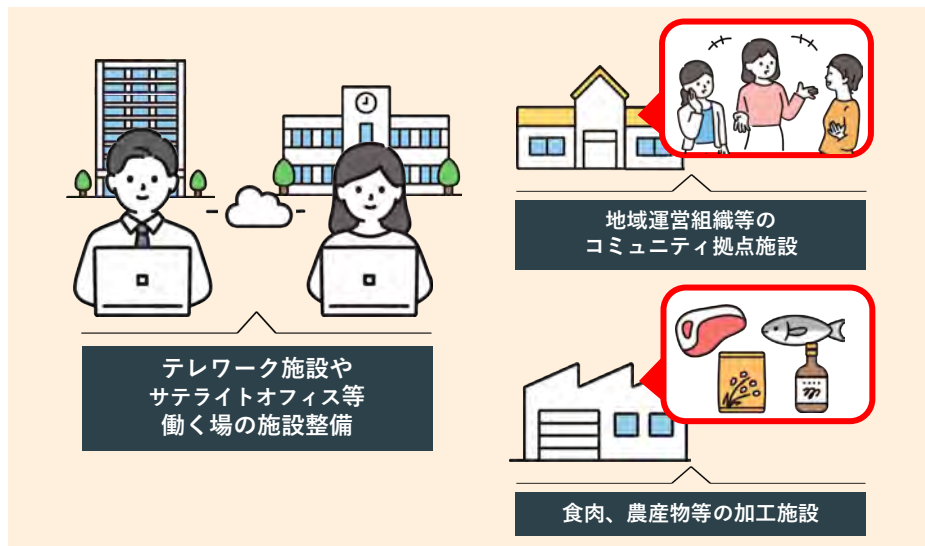
過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

- (1) 事業主体 **過疎市町村**
- (2) 交付対象経費の限度額 **6,000万円**
- (3) 交付率 **1/3以内**

事業のイメージ



過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

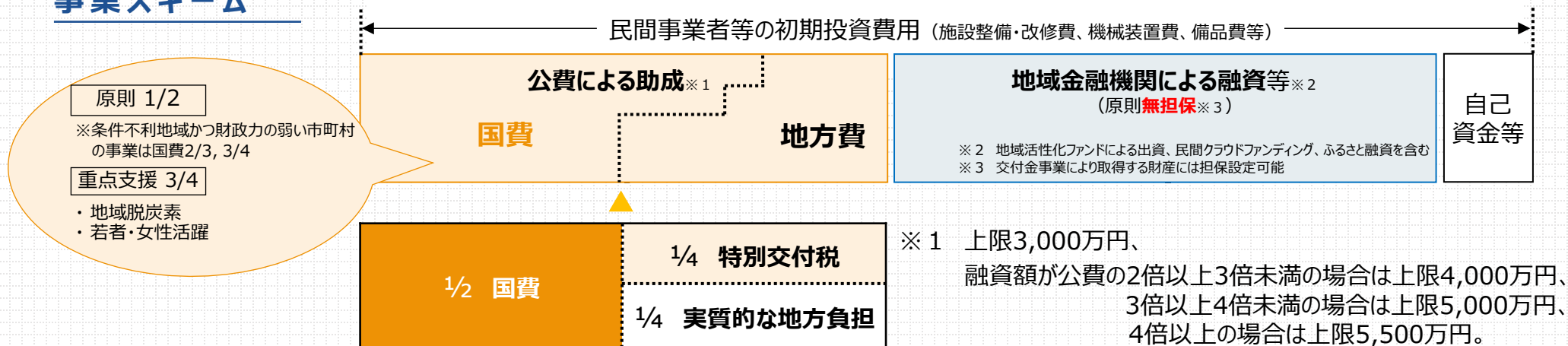
R8当初予算額 6.7億円
 R7補正予算額 21.2億円
 (R7当初予算額 6.2億円)



産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げを支援

①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③地域金融機関による融資等 ④新規性（新規事業） ⑤モデル性の要件について、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業が対象

事業スキーム



事例・採択件数

R4 : 15件 R5 : 23件 R6 : 82件 R7 : 108件

岩手県久慈市

木質バイオマスを活用したしいたけ栽培



山梨県都留市

織物業再興のための新商品開発



長野県佐久市

地元産米を活用した酒づくり



徳島県美馬市

古民家を活用した観光・宿泊事業



鹿児島県長島町

地元産茶を活用したブリの養殖



地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業

- 地方においては、行政サービスを提供する地方自治体の支所等の廃止や、生活に必要な公共的な役割を担う企業（民間金融機関等）が撤退する地域も増加。
- 自治体が郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに行政事務の効率化・生活支援サービスの充実・強化による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げるために、コミュニティ機能の改善・強化事例の創出・横展開に資する実証を行い、「郵便局のコミュニティ・ハブとしての活用」を推進。



（事業主体） シンクタンク（シンクタンクを事務局として自治体の実証を実施）

（事業スキーム） 実証事業（請負）

令和7年度予算額 150百万円（新規）

人口減少地域の郵便局等を活用した行政サービス等の確保の推進

- 人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、市町村においては住民窓口機能をはじめとしたサービスの持続性が課題となっている。
- 市町村の窓口業務や地域課題対応を総合的に実施する郵便局等に対して、市町村が行政サービス、住民生活支援サービスを委託することに伴う初期経費について、特別交付税措置を講じる。

1. 対象自治体

郵便局事務取扱法等^{※1}に基づき、戸籍謄本等公的証明書の交付事務等を過疎地^{※2}に所在する郵便局等に委託する市町村

※1 公共サービス改革法第34条に基づく委託も含む。

※2 日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項第3号(離島、奄美、山村、小笠原、半島、過疎地域、沖縄離島)。

2. 対象経費

窓口事務を含む行政サービス、住民生活支援サービスの委託に伴う初期経費

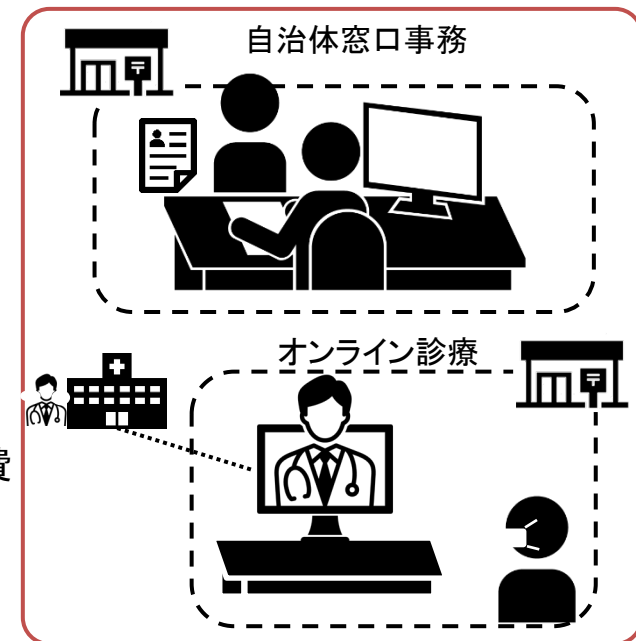
※ 別に財政措置されているものを除く。

(具体的な対象事業の範囲(例))

- 行政サービス(市町村への申請サポート、オンライン相談等)
システム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費、広報経費
- 住民生活支援サービス
 - ・ 買い物支援のためのシステム整備費、備品購入費、広報経費
 - ・ オンライン診療のためのシステム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費

3. 地方財政措置

特別交付税措置(措置率0.5)



重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

1. 事業の目的等

- 包括的な支援体制を整備するための1つの手段として、令和2年社会福祉法改正により創設。 ※ 実施市町村数：42（R3）→ 585（R8）（予定）
- ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
- 主に体制整備初期段階で活用し、**既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進**することを目的とする。

2. 事業内容（以下を全て実施）

- ① 介護・障害・子ども・生活困窮分野の**相談支援事業・地域づくり事業**の内容を全て実施し、かつ一体的に運用する。
- ② **多機関協働事業等**を実施。具体的には以下（1）～（3）を実施（注）。
 - （1）**多機関協働事業**：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに関し、**関係機関の役割分担・支援の方向性の策定等**を行う。
 - （2）**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、**継続的な訪問支援等**を行う。
 - （3）**参加支援事業**：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、**本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等**を行う。

（注）事業目的を踏まえると、多機関協働事業は、各市町村における中核的な役割を担う機関（生活困窮等）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業は、生活困窮分野の自立相談支援事業、就労・住まい支援の各事業、高齢分野の生活支援コーディネーターによるアウトリーチ支援等の既存制度の活用に移行していくことも考えられる。

3. 財政支援の仕組み（一括交付金）

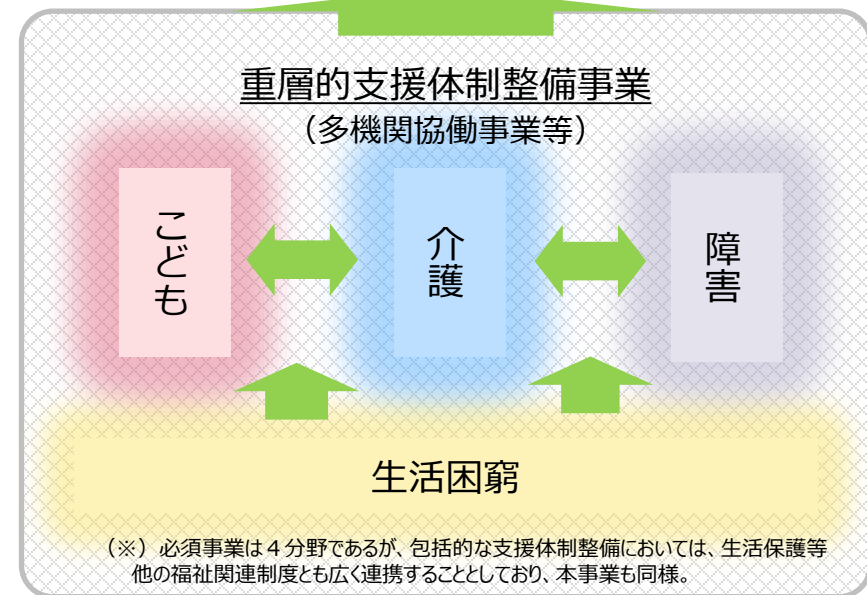
- 既存の相談支援・地域づくり事業に係る補助等と多機関協働事業等に係る補助を統合し、一括交付金として市町村に交付。

<交付基準額等>

- ①：相談支援事業・地域づくり事業 ⇒ 各制度に基づく基準額・交付割合等を維持
- ②：多機関協働事業等 ⇒ 市町村の人口規模に応じて基準額を設定。
交付割合は実施年数等に応じて設定（R8以降）。

<<重層的支援体制整備事業のイメージ>>

既存制度・機関の支援者の対応力強化、
既存制度・機関間の連携強化



- （※）他方、多機関協働事業者のみでケースに直接的な支援を行うことが固定化している状況や、多機関協働事業者のみにケースが任せきりにされる／孤立している等の状況もみられ、事業趣旨・目的が十分に浸透していないこと等が課題。
⇒ 事業趣旨に沿った評価指標の導入等により、事業の質の向上を図る。

市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策など地域支援事業の充実

- 地域包括ケア実現に向けた、充実・強化の取組を**地域支援事業の枠組みを活用し**、市町村が推進。
- あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し、サービスの多様化を図る。
- これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで地域で高齢者を支える社会が実現。

※「医療・介護連携強化」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」に係る事業については、地域包括支援センター以外の実施主体に事業を委託することも可能

以下の取組について、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

在宅医療・介護連携

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

認知症施策

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や地域支援推進員による相談対応のほか、社会参加活動の体制整備や認知症本人・家族の支援ニーズに応える認知症サポーターの活動(チームオレンジ)等を推進

地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置のほか、就労的活動をコーディネートする人材の配置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

<対策のポイント>

少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、**多様な人材が農村に関わる機会を創出**するとともに、農山漁村の**多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等の取組**や**農村に人が住み続けるための条件整備**など農村振興施策を総合的に推進することにより、**地域社会の維持、活性化**を後押しします。

<事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）等

<事業の全体像>

農山漁村地域

地域資源活用価値創出対策

地域資源活用価値創出推進事業

地域活性化のための活動計画づくりや農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組等を支援します。

地域活性化型



地域活性化のための活動計画づくり※

創出支援型



官民共創による地域課題解決

※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

地域資源活用価値創出整備事業

農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する施設整備を支援します。

（関連事業）
地域資源活用価値創出委託調査事業

定住促進・交流対策型、産業支援型



農林水産物販売施設の整備



農林水産物処理加工施設の整備

農泊推進型



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成

農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得



食の高付加価値化に不可欠な内装の改修



遊休資産を活用した滞在施設の整備



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

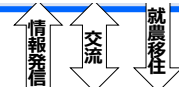
都市部

都市農業機能発揮対策

都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。



都市農地貸借による担い手づくりへの支援



中山間地域等

中山間地農業推進対策

複数集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着、棚田地域の振興を支援します。



農村RMOの形成



高収益作物の導入



栽培技術のeラーニング

最適土地利用総合対策

地域における土地利用構想の作成から実現までの取組や荒廃農地の再生を総合的に支援します。



土地利用構想の作成 農地の粗放的利用 荒廃農地の再生

山村活性化対策

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。



地域資源を活用した商品開発

地域社会の維持・活性化

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費

令和8年度予算 5.8億円（6.7億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室

事業目的・概要

事業目的

災害時には、住民生活や復旧活動を支えるガソリン・軽油等の燃料供給拠点となるサービスステーション（以下「SS」）や油槽所等の機能を確保することが重要になる。そのため、近年頻発する災害等を踏まえ、SSや油槽所等の災害対応能力を更に強化することを目的とする。

事業概要

（1）SS及び油槽所等における災害対応能力強化に係る設備導入支援

災害時に備えたSSにおけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入換・大型化、SSや被災地の重要施設等に燃料配送を行う油槽所等の自家発電設備の入換を支援する。

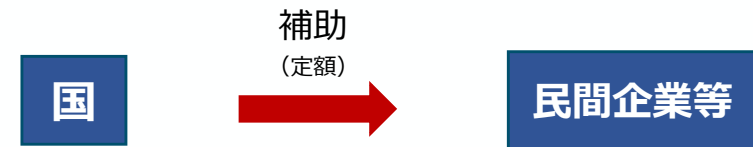
（2）緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練等の支援
災害時に円滑な対応ができるよう、緊急車両等へ給油訓練等を行う災害時対応実地訓練及び自家発電設備の点検研修等の実施を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）SS及び油槽所等における災害対応能力強化に係る設備導入支援



（2）緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練等の支援



成果目標・事業期間

災害時において本事業で支援を行ったSS及び油槽所等のうち営業可能なSS及び油槽所等の稼働率100%を目指す。

地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費

令和8年度予算 5.3億円（5.3億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室

事業目的・概要

事業目的

地域の燃料供給体制については、乗用車の燃費向上等による石油製品の需要が減少する中、人手不足・後継者難等の課題により供給体制が脆弱になる地域の増加が懸念される。そのため、先進的な技術開発等の支援、自治体による取組の支援を通じて、持続可能な燃料供給体制を構築することを目的とする。

事業概要

（1）先進的な技術開発等支援

サービスステーション（以下「SS」）の総合エネルギー拠点化、地域コミュニティ・インフラ化、多機能化、AI等を活用した業務効率化に向けた、先進的な技術開発等を支援する。

（2）自治体による取組の支援

SS過疎地等において自治体主導による燃料供給体制の確保を円滑化するため、①燃料供給に関する調査・相談等に要する経費、②自治体による燃料供給に関する計画策定に要する経費、③自治体が策定した燃料供給に関する計画に基づくSSの設備整備・撤去費用等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）先進的な技術開発等支援



（2）自治体による取組の支援



成果目標・事業期間

短期的には、SSの総合エネルギー拠点化、地域コミュニティ・インフラ化、多機能化、業務効率化に資する技術等の確立、燃料供給に関する計画を策定した自治体におけるSSの維持・確保を目指す。

最終的には、持続可能な燃料供給体制の構築（SS減少率がガソリン需要減少率を下回ること）を目指す。

事業目的

- **物流分野の労働力不足に対応**するとともに、**温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進**するため、**物流効率化法の枠組みの下、荷主・物流事業者を中心とする多様な関係者と連携したモーダルシフト等**を推進。

事業内容

- モーダルシフト等の物流効率化の取組について、①物流効率化法に基づく「**総合効率化計画**」の**策定経費**（協議会の開催等）や、②「**認定総合効率化計画**」に基づくモーダルシフトやトラック輸送の効率化（幹線輸送の集約化、中継輸送、共同配送、貨客混載等）に関する**事業の初年度の運行経費**に対して支援。
- ①、②のうち、**省人化・自動化機器の導入等の計画策定**や**実際に当該機器を用いた運行**には、**補助額上限の引上げ等**を実施。

実施に向けた主な流れ

- 1 協議会の立上げ
・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有
- 2 協議会の開催 計画策定経費補助
・関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO₂排出量削減効果の試算 等
- 3 総合効率化計画の策定
・協議会の検討結果に基づき、物流総合効率化法に規定する「総合効率化計画」の策定
- 4 総合効率化計画の認定・実施準備
- 5 運行開始 運行経費補助

補助上限・補助率

上限総額 500万円	省人化・自動化機器導入 上限300万円 (補助率：1/2以内)
	計画策定経費補助 上限200万円 (補助率：定額)
上限総額 1,000万円	省人化・自動化機器導入 上限500万円 (補助率：2/3以内)
	運行経費補助 上限500万円 (補助率：1/2以内)

省人化・自動化への転換・促進を支援

- <省人化・自動化機器の導入例>
- ・荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
 - ・ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積付け



無人搬送車 ピッキングロボット 無人フォークリフト

昨年度事業との主な変更点

- ・貨客混載をはじめとするラストワンマイル配送効率化の取組について、過疎地域以外の取組も補助対象に追加

- 急速な人口減少・少子高齢化により、運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少する一方で、免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大。
- 地域の「暮らし」と「安全」を守るための基盤としての地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通のリ・デザインを引き続き全面展開する。『「交通空白」解消に向けた取組方針 2025』に基づき、集中対策期間における全国約 2,500 の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を進める。

地域公共交通確保維持改善事業等

令和7年度補正 352億円、令和8年度 206億円

- ・ 社会資本整備総合交付金（地域交通関係）
 - ： 令和7年度補正 510億円の内数、令和8年度 4,597億円の内数
- ・ 鉄道施設総合安全対策事業費
 - ： 令和7年度補正 50億円の内数、令和8年度 45億円の内数
- ・ 訪日外国人旅行者受入環境整備
 - ： 令和7年度補正 78億円の内数、令和8年度 19億円の内数

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化

■ 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保

- 複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化の後押し
(運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、車両・システム・運行費等への支援)



複数事業者による共同化

- 『「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム』パイロット・プロジェクト推進
(複数分野の地域の輸送資源のフル活用の推進等)

- 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化
(地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援)

- デジタル技術活用による事業者・他分野連携の推進

■ 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援

- 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要となる地域公共交通計画の策定・変更 への支援
- 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援

■ 財政投融資（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）

※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施

■ 集中対策期間における「交通空白」解消

- デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保の後押し
(調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援)



公共ライドシェア

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

■ 訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

- 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備、誘客や周遊円滑化に向けた路線バス等の二次交通基盤整備

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

■ 自動運転の事業化に向けた重点支援

- 地域交通DX(COMmmmons等)による生産性等の向上
(システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援)
- EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援



自動運転バス

■ ローカル鉄道再構築

(再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援)

- 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）
(地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援)



ハイブリッド気動車イメージ
新造車両・ICカードの導入

地域公共交通の維持・確保等

■ 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等

- 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援
- 地域鉄道における安全対策
- 安全に問題があるバス停の移設等

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和8年度予算 630百万円（新規）】
【令和7年度補正予算額 700百万円】



「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと統合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

(1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ② 主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
- ③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

(2) 地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

- ① 脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ② 地域における中核人材育成研修
- ③ 地域の実情に応じた官民連携強化

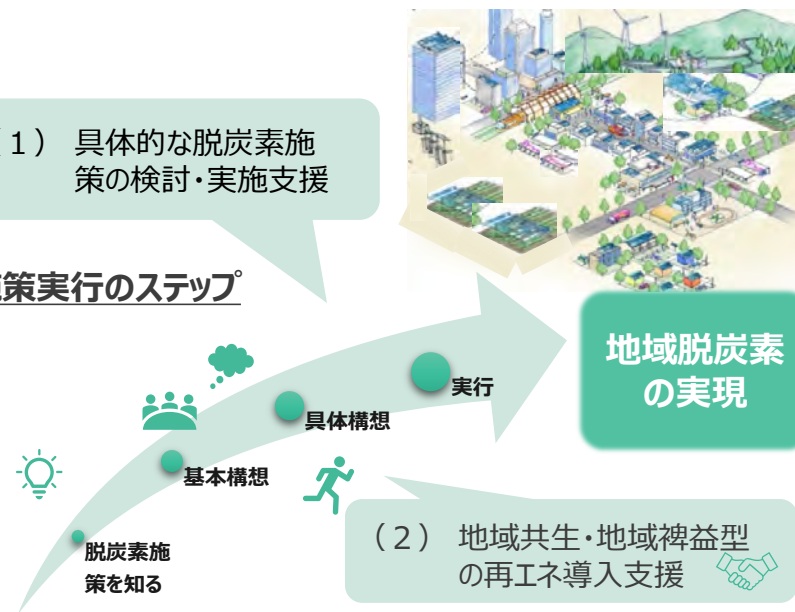
3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) ① (2) 間接補助事業（定率、上限設定あり）
(1) ②③ (3) 委託事業
- 補助・委託先： (1) ① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） (2) 地方公共団体
(1) ②③、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間： 令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ

(1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

施策実行のステップ



(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携

お問合せ先： (1) (2) 環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109 (3) 環境省 大臣官房 地域政策課 電話：03-5521-8328



【令和7年度補正予算額 700百万円】

地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき、2050年ネット・ゼロ及び地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成を支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

②再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

自治体による再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成等）に対する支援を行う。

③地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

自治体による再エネ促進区域の設定に向けたゾーニング等の実施に係る伴走支援を行う。また、自治体・事業者・地域が再エネによる具体的な地域共生・地域裨益の取組を検討し、計画策定・実行できるよう、理解醸成（地域裨益の取組に係る自治体からの相談対応や情報提供、地域における勉強会の開催）等に係る支援を行う。

3. 事業スキーム

■ 事業形態

① 間接補助 1 / 2（原則上限10百万円）※対象施設により上限15百万円

② 間接補助 3 / 4（上限25百万円） ③ 委託事業

■ 補助・委託

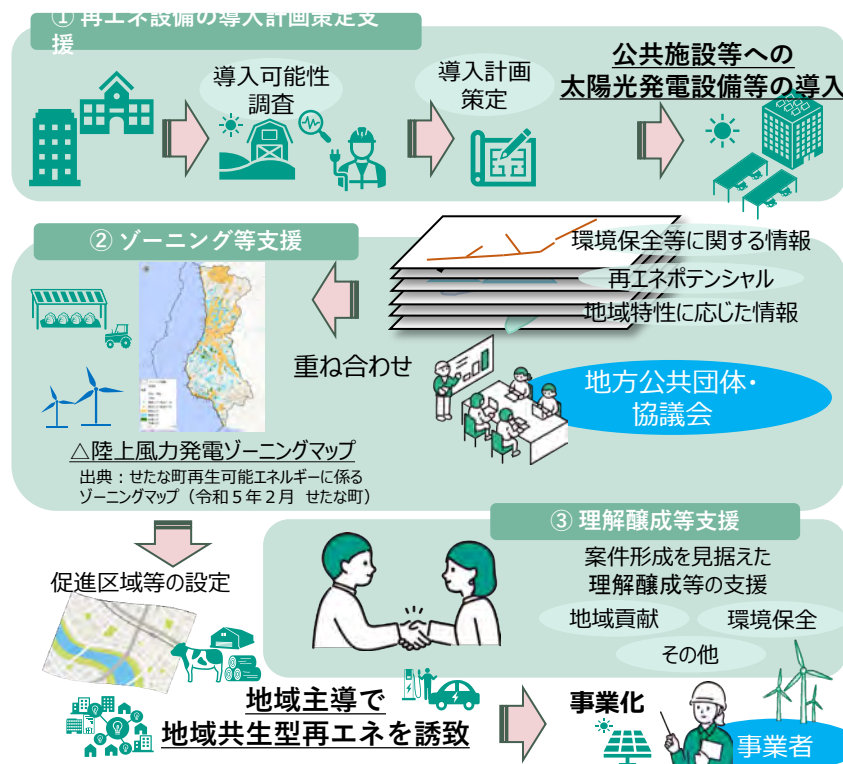
① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る）

② 地方公共団体 ③ 民間事業者・団体等

■ 実施期間

令和7年度

4. 事業イメージ



地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等



【令和8年度予算 2,000百万円 (2,000百万円)】
 【令和7年度補正予算額 4,000百万円 (<一般分> 2,000百万円、<エネ特分> 2,000百万円)】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

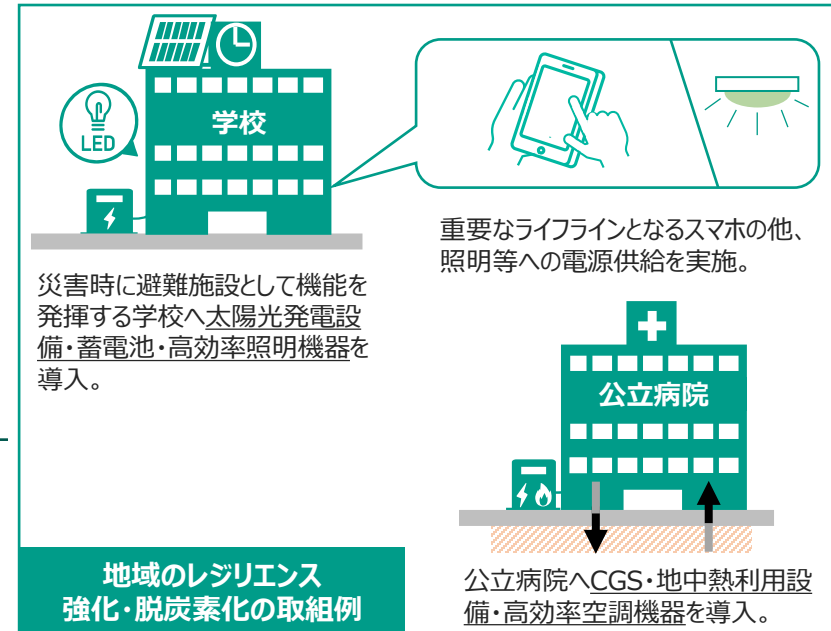
（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助
 - 補助対象： 地方公共団体
 - 実施期間： 令和3年度～
- 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- 〔 PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可 〕

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
 - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等
- ← 導入
- ・再エネ設備
 - ・蓄電池
 - ・CGS
 - ・省CO2設備
 - ・熱利用設備 等



小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置 (地域再生法第16条)

【背景・目的】

中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供の場となる小さな拠点の形成に資する株式会社に対する出資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。
(これまでの税制適用実績は3件。本措置に関わる地域再生計画の認定は6件。)

【制度概要】



- ・対象地域：中山間地域等の集落生活圏(都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア)
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

※ 適用期限：令和11年3月31日まで